

1 処分を受けた税理士

氏 名： 山崎 裕介

登録番号： 第90411号

2 処分の内容

令和2年9月7日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 業務停止処分違反

被処分者は、平成30年6月20日付で「1年5月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数者の所得税の確定申告書等の税務書類を作成した。